

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(諮 問 第 3 号)

平 成 20 年 8 月 18 日

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

答 申

第1 審査会の結論

大津市農業委員会(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定に係る非公開部分のうち、別表に掲げる公開すべき部分については公開することが妥当であると判断するが、その他の部分については、実施機関の判断通りとする。

第2 異議申立ての経過

1 公開請求

平成19年12月7日、異議申立人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年11月分の議案書内4・5条の許可と届出に係る公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

平成19年12月13日、実施機関は、本件請求に対応する公文書として、第27回大津市農業委員会農地部会の平成19年11月分の議案書の内、4・5条の許可と届出に係る公文書(以下「本件公文書」という。)を特定の上、個人の氏名、住所、地番の部分及び法人の名称、所在地、地番の部分(以下「本件非公開部分」という。)を非公開とするとの部分公開の決定(以下「本件処分」という。)を行い、公開しない理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

(1) 条例第7条第1号に該当する。

本件公文書の個人の氏名、住所、地番の部分については、特定の個人を識別する情報及び特定の個人を識別することはできないが公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

(2) 条例第7条第2号に該当する。

本件公文書の法人の名称、所在地、地番の部分については、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他、正当な権利を害するおそれがあるため。

3 異議申立て

平成19年12月20日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

実施機関の本件処分のうち「個人・法人の名称 / 施設概要及び転用目的を非公開とした」処分を取消し、公開の決定を求めるといものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載内容、並びに異議申立人の意見陳述によれば、概ね次のとおりである。

- 1 実施機関が、情報公開条例第7条第1項第1号(個人に関する情報)及び同条第1項第2号(市または国、その他の地方公共団体が行う事務または事業に関する情報)の規定に該当する理由については、第1号アの細則に該当しているものとする。

また、第1号の前文には「事業を営む個人の当該事業に関する情報は除く」においても、一括非開示とする個人情報だとする実施機関の見解に対し、真剣に審議し回答したとは考えられない。

- 2 都市計画法による開発申請及び許可、宅地造成許可、建築確認申請概要書において、その事業概要・個人・法人は、事前又は許可後縦覧・閲覧等する事が法律で定められている。

また、国民の財産を守る法律で、防災上・安全構造上、明らかにする事が求められ、当然工事期間中においても、学童の通学路であるとか様々な状況から、最寄の自治会・PTA・学校・町内会などとの調整が必要で、あわせて道路占用許可や警察への道路使用許可など安全面における意味からも事業主の名称や工事施工業者は明らかになる。

- 3 不動産登記法においては、適正な売買を目的に登記簿等の公示が定められており、その細則は、個人の資金計画(借り入れ状況等)にまで及び、不法・不適切な売買を未然に防ぐよう、個人情報情報を明らかにしている。このことは、農地以外の目的の地目となる農地転用4条・5条においては都市計画法の定める規定により運用されるものであり、非開示個人情報には該当しないものである。特に、「事業を営む個人の当該事業」では、第4条において、露天駐車場の場合や収益性の建築物(分譲・賃貸共同住宅地)においていかなるものか。また、第5条に関しては、収益性の事業化なので回答以前の問題である。

- 4 議事録等の取り扱いは、特に定めは無いものの実施機関の委員の立場が地方公務員特別職に該当するため、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により設けられた委員及び委員会の構成員の職と定められており、必然的に所管行政(大津市)に準ずるものと理解する。したがって、委員会会議は、市議会と同等の取り扱いであって、議事録は法的に合意内容の有効性が求められる。更に議案においては、審議議決において議事録の範疇となり、議案の段階であっても開示するものとする。

- 5 当該許可申請及び届出においては、既に申請については許可され、届出についても受理されており、申請書又は届出書の記載内容により、既に事業着手していると判断できる。事業着手されれば「転用の目的や施設概要 / 個人・法人」については、周囲の状況から明らかになるものであり、今回の条例に該当するケースは申請中の状況のみと考察する。

- 6 農家が第4・5条による農地転用を実施機関に認められた後、個人事情で事業未着手というケースがありうるが、これをもって非開示すべき個人情報とするのはいささか厳しいものがある。農業委員会というのは、農家が国民の食糧供給を司るという大きな役割をサポートする立場であり、国は健全な農地を守るために農地法、農業委員会法を定め、農家の近代化や経営改善等に国民の税金である補助金・助成金を拠出している。その意味からも農地を守るという立場の重要性を厳粛に受け止め、不明瞭な農地転用の承認に歯止めをかけるべきだと考える。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、非公開理由説明書及び実施機関からの事情を聴取した結果、概ね次のとおりである。

- 1 条例第7条第1号、条例第7条第2号に該当することについては、農地転用とは農地法の規定により個人(法人)の意思により農地を農地以外のものにする時の手続きであり、通常、申請当事者でしか知りえない情報であると共に、同手続きの完了を第三者に対して周知する(建築確認等のように看板設置)根拠、規定がない。
また、全部公開することにより、売却目的の農地法第5条は特定の個人(法人)がどの土地を誰に売ったか、言い換えると相当金額の動きがあった事実が推測されると共に、農地転用目的に対する妨害等に結びつくことも考えられ、個人の権利利益を害するおそれ、更には、法人間の権利・競争上の権利をも侵害するおそれもあると判断される。所有権移転、地目変更、計画建物の情報、転用の時期などの情報が必要ならば、公開されている登記簿情報・建築確認・開発許可等から情報収集すべきである。
- 2 農地転用許可済・届出受理済をもって事業着手と判断し事業着手されれば、農地転用の目的・施設概要・個人・法人は周囲の状況から明らかになるものであるについては、農地転用の許可・届出は、農地を農地以外のものにするについての可否を判断するものであり、許可・受理後、事業着手する義務を課するものではない。事業着手されても、農地法・条例などの規定により又は慣行においても公にすることになっていない農地転用の目的・施設概要・個人・法人の情報は、情報公開、個人情報保護法の本旨からも公開すべきでないとは判断する。
- 3 実施機関の会議は、市議会と同等の取り扱いにすべきあるとの主張については、市議会と同様に、農業委員会等に関する法律第26条の規定により総会及び部会の会議は公開しており、議事録についても、同法第27号の規定により議事録の閲覧は可能である。ただし、議事録に記載する事項は同規則第11条第3項に記載ありとあり議案書は含まれず、市議会と同様に傍聴者には閲覧はしていない。
また、議案書は会議における審議では、申請者の住所・氏名・申請地番は発言せず、譲受人・譲渡人・申請地と発言しており、非公開とした箇所は発言していない。

第6 当審査会の判断理由

1 本件異議申立ての対象となっている公文書

本件異議申立ての対象となっている公文書は、第27回大津市農業委員会農地部会の平成19年11月分の議案書の内、4・5条の許可と届出に係る公文書であり、その具体的な内容は以下のとおりである。

議案第104号農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第105号農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第127号農地法第4条第1項第5号の規定による農地転用届出について

報告第128号農地法第5条第1項第3号の規定による農地転用届出について

(以下、これらの公文書を、例えば「本件公文書」という。)

2 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、公開をしないこととしている。

これは、個人に関する情報のうちプライバシーに関する情報は非公開とする必要があるが、プライバシーの具体的な内容や保護されるべきプライバシーの範囲について一律的な結論を出すことは困難である。このため、「個人に関する情報」のうち「特定の個人を識別することができるもの」について原則非公開とすることとしたものである。

・実施機関が非公開とした情報

実施機関が条例第7条第1号に該当するものとして非公開としている情報は、以下のとおりである。

本件公文書 申請人の氏名、住所、土地の地番

本件公文書 申請人の氏名・名称(借人・貸人)、住所、土地の地番

本件公文書 届出者の氏名、住所、土地の地番

本件公文書 譲渡人・譲受人の氏名・名称、住所、土地の地番

しかし、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても公開する必要性の認められるものを例外的に非公開情報から除き、本号ただし書に規定している。

本号アのただし書きについては、農地法では、農地の権利移動・転用等の許可申請書や届出書については、当事者の氏名・住所等(譲渡人・譲受人を含む)を公にする規定は存在しない。当事者の氏名・住所等は、不動産登記簿上で明らかになっている情報であるとの考え方もあるが、農地法による許可申請手続き等と売買及び登記手続きとはその趣旨・目的を異にする別個の制度であるので、土地所有者の氏名、住所が旧所有者の氏名、住所となっているなど、土地登

記簿から必ずしも得られる情報とは限らない。

また、許可があれば通常の場合、登記がされること、また、他法令で明らかになるとしても、そのことを理由として、農地法による転用申請の譲渡人・譲受人の氏名、住所を含めた個人情報を公にすることが予定されているものとは言えない。

したがって、本件請求内容に係る氏名等の個人情報は法令等の規定により公にされている情報ではなく、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報にも該当しないため、同号アには該当せず、個人の氏名、住所、地番については非公開とすることが適当である。

なお、本件公文書～は土地所有者の個人名、住所、土地の地番が記載されていることから、実施機関は本件公文書が当該土地所有者である個人が識別される情報であるとして、本号により非公開であると主張している。

しかしながら、本件公文書に記載された土地所有者の内、事業を営む個人は農業も含まれることから、本号にいう個人に関する情報として捉えるのではなく、条例第7条第2号にいう事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するものと判断する。

したがって、条例第7条第1号は、個人に関する情報から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除くとしていることから、これらについては、「4 条例第7条第2号に該当性について」において検討する。

3 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの及び実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを除き、実施機関は公文書を公開しなければならないと規定している。

また、同号ただし書は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については除くと規定している。

同号本文に規定する「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、生産技術上又は営業・販売に関する情報若しくは人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は法人等若しくは事業を営む個人の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれる情報をいうと解される。

・実施機関が非公開とした情報

実施機関が条例第7条第2号に該当するものとして非公開としている情報は、以下のとおりである。

本件公文書 申請人の名称（代表者取締役名を含む） 住所、土地の地番
本件公文書 譲渡人・譲受人の名称（代表者取締役名を含む） 住所、土地の地番

実施機関が非公開としている本件公文書、 の情報を公開した場合、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他事業活動上の正当な利益が新たに損なわれるほどの事業に関する生産技術上又は営業・販売に関する情報とは認められない。したがって、これらの情報は条例第7条第2号に該当せず、公開することが適当である。

しかし、本件公文書、 の地番の内、個人との売買契約等においては地番から個人が識別できることから、非公開とすることが適当である。

また、事業を営む個人（以下「個人事業者」という。）は農業も含まれることから、本件公文書、 、 、 の土地所有者の内、個人事業者の可能性は否定できないため、個人事業者の識別を再審査する必要がある。

当審査会において、必要な調査をしたが完璧に当土地所有者が個人事業者であると言い切れるものが、当審査会が有する資料・情報では足りないことから、実施機関において農家台帳、現況地目、転用目的などを判断基準に用いて個人事業者に当たるかどうかを再審査し、公開、非公開の判断決定を行うものとする。

なお、個人の権利利益の保護を的確に図る観点から、判断できないものについては非公開とすることが適当である。

第5 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成19年12月26日	諮問書の受理
平成20年 2月13日	異議申立の内容説明、異議申立の争点の確認 審議
平成20年 3月17日	異議申立人の意見陳述 実施機関からの事情聴取 審議
平成20年 4月18日	審議
平成20年 6月13日	審議
平成20年 8月18日	答申

【別表】（農地法第4条・農地法第5条関係）

公文書の種類	事 項	公開すべき部分
議案第104号農地法第4条 第1項の規定による許可申 請について	申請人の氏名・住所	個人事業者の氏名、住所
	土地の表示	個人事業者に係わる地番
議案第105号農地法第5条 第1項の規定による許可申 請について	申請人(借人・貸人) ・住所	個人事業者・法人の氏名、名称（代表者取締役 名を含む）、住所
	土地の表示	個人事業者と法人に係わる地番 個人との契約に係わる地番は非公開
報告第127号農地法第4条 第1項第5号の規定による農 地転用届出について	届出者	個人事業者の住所、氏名
	土地の表示	個人事業者に係わる地番
報告第128号農地法第5条 第1項第3号の規定による農 地転用届出について	譲渡(貸)人	個人事業者・法人の氏名、名称（代表者取締役 名を含む）、住所
	譲受(借)人	個人事業者・法人の氏名、名称（代表者取締役 名を含む）、住所
	土地の表示	個人事業者と法人に係わる地番 個人との契約に係わる地番は非公開